

平成30年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

香 川 県 ・ 香川労働局

平成30年度

香川県雇用対策協定に基づく事業計画

目 次

1. 働き方改革の実現	1
2. 生産性向上、賃金引上げのための支援	4
3. 人材確保対策、地方創生の推進	5
4. 若者や就職氷河期世代の活躍促進	10
5. 女性の活躍推進	13
6. 高年齢者の活躍促進	15
7. 障害者の活躍促進、治療と仕事の両立	17
8. 生活困窮者等の活躍促進	21
9. 外国人材の受入れ	22

【特別連携事業】

- ・香川県就職・移住支援センターでの就労支援
- ・香川県就職・移住支援センターの職員の資質向上

前文

香川県知事と香川労働局長の間で締結した「香川県雇用対策協定」の第2条に基づき、平成30年度の事業計画を次のとおり定める。

【★】 = 新規・重点施策

1. 働き方改革の実現

(1) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援

内容：少子高齢化の進行による労働力人口の減少が見込まれる中、雇用情勢が着実に改善しているこの時機をとらえ、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくことが、これからの地域の経済成長に不可欠である。

香川労働局が実施する業務

- 平成30年度は「香川正社員転換・待遇改善実現プラン」の計画期間の中間年に当たり、実情を踏まえてプランの見直しを行う。
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が成立した場合には、その円滑な施行に向け、あらゆる機会を通じて、労使双方に改正内容の周知を図る。
- 働き方改革に関する中小企業支援のために新たに設置される「働き方改革推進支援センター」の活用を促進する。

香川県が実施する業務

- 「香川正社員転換・待遇改善実現本部」に参画し、「香川正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、労働局と連携して、県内経済団体への要請や広報等に努める。
- 多様な人材が、県内企業の正規雇用につながるよう支援を行う。
- パートタイム労働法について、労働局と協力し、周知の徹底を図る。

(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

内容：パートタイム労働者と通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、正社員転換を推進するため、パートタイム労働法の周知徹底や雇用管理の改善の取組を促進する。

また、改正労働契約法に基づく無期転換ルールにより、平成30年4月以降、本格的に無期労働契約の転換の申込みが見込まれることを踏まえて、周知徹底、導入支援等を行い、無期転換ルールの円滑な運用を図る。

香川労働局が実施する業務

- パートタイム労働法の周知徹底を図るとともに、職務分析・職務評価の導入支援等により、雇用環境改善の取組を促進する。
- 労使双方に対し、無期転換ルールの周知啓発及びこれを契機とした多様な正社員制度の普及を図る。

香川県が実施する業務

- 「香川正社員転換・待遇改善実現本部」に参画し、「香川正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき、労働局と連携して、県内経済団体への要請や広報等に努める。
- 多様な人材が、県内企業の正規雇用につながるよう支援を行う。
- パートタイム労働法について、労働局と協力し、周知の徹底を図る。

(3) 長時間労働の是正

内容：「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）に基づき、時間外労働の上限規制の導入など、働き方改革の趣旨や内容について周知を図る。

また、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）に基づく対策を着実に実行し、県をはじめ地方公共団体との連携・協力を図りながら啓発等を実施する。

香川労働局が実施する業務

- 労働局は、啓発事業等を実施する際には香川県に協力を依頼し、協働で事業を実施する。

香川県が実施する業務

- 県内企業等における働き方改革を支援するため、アドバイザーの派遣等の事業を実施する。
- 労働局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。

(4) 柔軟な働き方がしやすい環境整備

内容：柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けて、平成 29 年度に刷新された「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」や「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」、

平成 29 年度に策定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、様々な機会を通じて周知を行う必要がある。

「働き方改革実行計画」に基づき、テレワークの推進など、柔軟な働き方がしやすい環境整備について周知を図る。

香川労働局が実施する業務

- 「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」や「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について香川県と連携し、周知を行う。

香川県が実施する業務

- 県内企業等における働き方改革の取組みを支援するため、モデル企業に対し専門家がサポートを行う事業を実施する。
- 柔軟な働き方や、労働環境の整備等の働き方改革の推進に必要な設備整備を行う中小企業のうち、優れた事業計画を作成した企業に対して助成金を支給する事業を実施する。【★】
- 労働局が実施する啓発事業等に積極的に協力し、協働で事業を実施する。

2. 生産性向上、賃金引上げのための支援

(1) 最低賃金や賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援等

内容：労働力人口の減少が見込まれる中で、経済成長を図っていくためには、企業の生産性向上の実現を後押しする仕組みを構築していく必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 賃金の引上げを目指し生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引上げに際しての負担を軽減するための業務改善助成金の周知、活用を促進する。
- 労働関係助成金について、企業が労働生産性を向上させた場合には割増しして支給する仕組みを、一部の助成金を除き、導入する。
- 労働関係助成金の整理統合をすること等について、事業主団体や県とも連携して、周知、円滑な活用を促進する。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携して、厚生労働省が所管する労働関係助成金の積極的な周知を行い、助成金制度の円滑な活用を促進する。

(2) 生産性向上に資する人材育成の強化【★】

内容：産業構造の変化や人材の流動化に対応するため、労働者の能力開発が一層重要となる中、中小企業等の労働者一人一人の生産性を向上させていく必要がある。

香川労働局が実施する業務

- 中小企業等の生産性向上に資する人材育成を支援する拠点として独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部（以下「機構」という。）に設置された「生産性向上人材育成支援センター」が実施する生産性向上支援訓練等の各種支援メニューを関係機関と連携し、広く事業主等へ周知することにより、円滑な活用促進に取り組む。
- これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とし、正社員就職を目指すために拡充された「長期高度人材育成コース（委託訓練）」の実施について、県と連携し積極的な周知を行うなど活用促進を図る。【★】

香川県が実施する業務

- 労働局との連携のもと、当該事業の周知・広報に努め、活用を促進する。

3. 人材確保対策、地方創生の推進

(1) 人材確保対策の総合的な推進【★】

内容：人材不足分野等における事業主の採用活動に対する支援を行うほか、事業主が労働者の募集と職場定着を図るよう、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の勧奨を行う。また、人手不足である福祉分野等における人材確保・定着及び育成に向けて、関係機関と連携して取り組む。

[目 標]

介護・医療・保育分野への就職件数について、 2,500件以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 介護、医療、保育等福祉分野に加え、建設、警備、運輸等人材不足分野においては、ハローワーク高松に新たに設置する「人材確保対策コーナー」が中心に関係機関と連携し、雇用管理改善及び求人・求職のマッチング強化を図る。【★】
- 民間企業等への委託も活用しながら、現在ハローワークを利用していない若者等に対し、仕事に興味・関心を持たせ、中小企業や業界の魅力を伝えるイベント等を開催し、ハローワークへの取り込みを行う取組を実施する。【★】
- 雇用管理改善、生産性向上等に取り組む事業主等に対して、香川県と連携して、人材確保等支援助成金の周知・活用促進を図る。
- 人材不足分野における、雇用実態やニーズの把握とともに、ハローワークによる人材確保に係る好事例の収集を行い、これらに基づき適切な人材確保に係る支援施策を実施する。

香川県が実施する業務

- 人材不足分野等における人材確保対策として、労働局等関係機関と連携して周知・啓発を行う。
- 医療・福祉分野において、各有資格者等の人材登録センターは、専任のコーディネーターのマッチング支援や潜在有資格者等の再就職支援を香川労働局と連携・協力して行い、人材確保に努める。また、医療勤務環境改善支援センターにおいて、各医療機関が自主的かつ継続的に取り組む勤務環境改善活動に対し、総合的に支援する。

- 建設分野では、建設産業団体、教育・職業訓練機関、行政の取組みを取りまとめた「建設産業における人材の確保・育成に向けた取組指針」に基づき、各機関と連携を図りながら人材の確保・育成に取り組む。
- 人材不足分野における再就職支援を強化するために、離職者を対象としたハロートレーニング（公的職業訓練）を、労働局と連携して引き続き実施する。
- 香川県就職・移住支援センターにおいて、人材不足である建設関係について、今年度これを特定分野として人材確保を図る。

（２）地方公共団体及び労使等の関係者から構成される会議の開催

内容：地域の実情に応じた働き方改革を進め、若者や非正規雇用者を始めとする労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、香川働き方改革推進会議の継続的な開催に向けた取組を引き続き行う。

香川労働局が実施する業務

- 労働局が事務局となり、香川働き方改革推進会議を開催する。また、県内企業に広く趣旨や具体的取組が拡大するよう、同会議の主催により、働き方改革フォーラムを開催する。

香川県が実施する業務

- 労働局が開催する会議に積極的に参画し、その取組についての周知を行う。

（３）地方創生に向けた地域雇用対策の推進

内容：県外に流出している人の流れに歯止めをかけ、人口の社会増につなげるため、雇用や住まいなど、移住の受け皿に関する総合的な環境整備や移住希望者向けの情報提供に取り組むとともに、奨学金の活用などにより、若者の地元定着・U J I ターンを図り、移住・定住を促進する。

[目 標]

- 年間の移住に関する相談件数について 1,000件 を目指す。
（『平成32年度末までの5年間の目標5,000件』から、年間目標を算出）
- 年間の県外からの移住者数について 900人 を目指す。
（『平成32年度末までの5年間の目標4,500人』から、年間目標を算出）

香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する「移住・交流フェア」等の地方就職イベントに、香川労働局とハローワークが積極的に参加・協力する。

- 香川県が行う「移住・定住」に関する各種施策における雇用対策関係について、積極的に協力する。
- 地域における課題を香川県と情報共有するとともに、就職面接会の合同開催や移住支援に対して連携・協力を行う。
- 新・せとうち田園都市創造計画の推進に当たって、香川県への必要な情報提供を始めとして、積極的な連携・協力を行う。

香川県が実施する業務

- 市町と連携した大都市圏での移住フェア等の開催、かがわ暮らしの魅力や空き家バンクの紹介など情報発信、移住・交流コーディネーターによる相談対応、家賃助成など各種助成事業等を引き続き実施する。
若者の県内定着、Uターン就職等を促進するため、大学等に進学した学生等で希望された方に対し、在学中、県内企業の情報等を紹介する冊子の送付に加え、県内外の若者をターゲットとした、インターネット広告や漫画を活用した情報発信等に新たに取り組む。
- 県外大学生のU J I ターン就職を支援するための就職支援セミナーや合同就職説明会を開催するほか、U J I ターンを希望する県外在住求職者に対する人材採用コーディネーター等による就職支援サイトを活用したきめ細やかなマッチング支援や転職相談フェアなどを実施。
- 新・せとうち田園都市創造計画として取り組む人口減少・活力向上対策のうち、特に、雇用分野については、労働局と連携・協力して行う。

(4) 地域のニーズを捉えた能力開発の推進

内容：地域の人材ニーズや訓練ニーズを把握・共有して、適切な受講あっせんに取り組むとともに、就職状況等を共有して、訓練修了者へのきめ細かな就職支援を行う。また、ハロートレーニング（公的職業訓練）の効果的な訓練コースの設定に取り組む。

[目 標]

求職者支援訓練 職業訓練の修了3か月後の雇用保険適用就職率について、基礎コース 55%以上、実践コース 60%以上

[目 標]

- 公共職業訓練施設内訓練 職業訓練の修了3か月後の就職率について、80%以上
- 公共職業訓練委託訓練 職業訓練の修了3か月後の就職率について、75%以上

香川労働局が実施する業務

- ハローワーク等において把握した地域の人材ニーズや訓練ニーズについて、香川県等に対して情報を提供する。
- 香川地域訓練協議会を主催し、香川県と連携し、地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえたハロートレーニング（公的職業訓練）の一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画（総合計画）」を策定する。
- 訓練受講者に対して訓練受講の早い段階から支援を実施するとともに、香川県等から提供される「就職状況確認票」を活用して、訓練修了者に対して担当者制等によるきめ細かな就職支援を行う。
- 香川県及び訓練実施機関を通じて、訓練受講者への求人情報の提供や就職希望アンケートを実施すること等により、早期再就職を支援する。
- 香川県や機構と連携し、産官学による地域コンソーシアムのノウハウ等を活用した、新たな職業訓練コースの実施・検証を行う。

香川県が実施する業務

- 労働局が主催する香川地域訓練協議会に参画し、公共職業訓練（委託訓練）と求職者支援訓練の設定地域、開講時期等の調整を行い、また、労働局から提供された地域の人材ニーズや訓練ニーズを踏まえた公共職業訓練と求職者支援訓練の一体的計画として「香川地域職業訓練実施計画（総合計画）」を策定する。
- 労働局に対して訓練受講後の「就職状況確認票」を提供するとともに、公共職業安定所から提供された求人情報の提供や就職希望アンケートの結果等により、訓練受講者の早期再就職を支援する。

(5) 「かがわインターンシップ推進協議会」で運営される、インターンシップの推進を図る

内容：県外の大学等へ進学した学生の地元還流や地元在住学生の地元定着を促進するため、県内企業の情報発信・魅力発信に資するインターンシップ事業を実施する。

香川労働局が実施する業務

- 労働局は、香川県との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、労働局との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

(6) 地方拠点強化税制の活用促進

内容：東京一極集中の是正を図るとともに、安定した雇用の場を県内に確保するため、雇用促進税制などの税制上の優遇措置を活用し、企業の本社機能の移転等を促進する。

香川労働局が実施する業務

○労働局は、香川県との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

香川県が実施する業務

○香川県は、労働局との連携の下、当該制度の周知・広報に努め、活用を促進する。

4. 若者や就職氷河期世代の活躍促進

(1) 新卒者等への正社員就職の支援

内容：新規学卒者や既卒者に対し、香川県と労働局が連携し、就職面接会等を開催するなど、若者に対する就労支援策を実施する。

[目 標]

大卒等向け就職面接会「かがわーくフェア」を3回、「高校生就職面談会」を1回開催する。

香川労働局が実施する業務

- 香川県等関係機関と連携し、新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催し、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、香川県等と連携して、ユースエール認定企業の更なる普及拡大・情報発信の強化に取り組む。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、香川県等と連携して、県内経済四団体に対して新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請を行う。
- 香川県等関係機関が参集する香川新卒者等人材確保推進本部を開催し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関の連携を強化する。
- 『青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）』に基づき、職場情報の提供及び求人不受理、ユースエール認定制度等の取組を促進し、香川県等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 香川県が開催する大学等就職担当者連絡会議に出席し、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を行い、香川県と連携して大学等への支援策を協議する。
- 香川県の就職と移住の一元化窓口である「香川県就職・移住支援センター」について周知・広報を行うなど、大学進学時に県外に流出した学生等のU I J ターン就職を促進するための香川県の取組に連携・協力を図り、県外学生等のU I J ターン就職を支援する。
- 若者の安易な離職は、職業経験の蓄積・職業能力の向上を阻害することから、就職後もハローワークで幅広い相談を行い、また、学卒ジョブサポーター、就職支援ナビゲーターによる就職後の職場定着支援を実施する。

香川県が実施する業務

- 「香川県就職・移住支援センター」を、就職支援窓口の核として設置し、香川労働局等関係機関と連携して新規学卒者や既卒者向けの就職面接会等を開催するなど、新卒者等の応募機会拡大と県内中小企業とのマッチングを図る。
- 新卒者等の若者と県内中小企業のマッチングを促進するため、労働局と連携して、ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の周知・広報に協力する。
- 新卒者等の就職環境を踏まえ、労働局等関係機関と連携して、県内経済四団体に対して新卒者の採用枠の拡大及び職場定着支援等について要請を行う。
- 労働局が開催する香川新卒者等人材確保推進本部の構成員となり、新卒者への就職促進・支援等について情報交換等を通じて対策を協議し、各支援機関との連携を図る。
- 若者の雇用を促進し、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、平成27年10月から順次施行された「若者雇用促進法」の円滑な施行を図り、香川労働局等関係機関と連携の上、若者の適職選択及び職業能力開発・向上に関する措置を総合的に講ずる。
- 就職活動前の早い段階から、若者に県内就職という選択肢を意識づけるため、高校や大学等におけるキャリア教育を推進する。
- 若者が、企業内でキャリア形成を十分に行い、早期離職とならないよう、職場環境の改善を含めた職場定着支援について、労働局等関係機関と連携・協力して行う。

(2) フリーター等の正社員就職の支援

内容：香川県等関係機関と連携し、若年失業者やフリーター等の若者が安定した雇用に就けるよう、正規雇用化を促進する。また、若年労働者の早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。

[目 標]

フリーター等の正規雇用就職者数 2, 434人以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関と連携し、フリーター等の若者に対して、一人ひとりのニーズに応じた就職支援メニューを提供して正規雇用化を促進するとともに、若者の安易な早期離職を防止するため、就職後の職場定着支援に取り組む。

- 地域の実情に応じた効果的な若年者雇用対策を推進するために若年者就業支援センターを民間委託により設置し、香川県、学校、県内企業等との幅広い連携・協力のもと、若年者の正規雇用化を促進するとともに、早期離職防止対策として職場定着を支援する若年者地域連携事業に取り組む。

香川県が実施する業務

- 労働局及び若年者就業支援センター等関係機関と連携して、フリーター等の若者の正規雇用化及び早期離職防止対策に取り組む。

(3) ニート等の社会的・職業的自立のための支援の推進

内容：ニートの支援拠点である地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）において、香川県と協働し、ハローワークと連携しつつ、職業的自立に向けた専門的な相談、中退者支援、職場体験等地域ネットワークを活用した就労に向けた支援を実施する。
また、サポステの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を実施する。

[目 標]

サポステ利用者の新規登録者数 220人以上、就職者数 135人以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、学校等関係機関との連携のもと、サポステ事業について積極的に周知を行うとともに、ハローワーク利用者のうちサポステの支援が必要と思われる者については、適切にサポステへ誘導するとともに、サポステ利用者に対して就労支援を行う。
- 香川県、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。

香川県が実施する業務

- 「かがわ若者自立支援及び生活・就労総合相談支援ネットワーク連絡会議」で、関係機関との連携強化やニート等若者の雇用の促進に係る周知・啓発や意見交換を行う。
- 労働局、学校及びサポステ等と連携し、学校中退者等の支援を行う。

5. 女性の活躍推進

(1) 職業能力開発の推進

内容：子育て等により離職した女性に対し、職業能力開発の機会を提供することにより再就職を支援する。

香川労働局が実施する業務

- 関係機関と連携し「託児サービス付き訓練」の設定促進を行う。
- 子育てしながら働くことを希望する女性を中心に、「託児サービス付き訓練」の積極的な周知を図り活用促進に取り組む。

香川県が実施する業務

- 託児サービス付き職業訓練コース（委託訓練）を開設し、職業能力開発機会を提供する。

(2) 多様な女性活躍の推進等

内容：女性の活躍や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、地方自治体と連携して取組を推進する。

香川労働局が実施する業務

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について周知徹底を図るとともに、中小企業に対する行動計画の策定支援を香川県と連携して行う。
- 育児・介護休業法に基づく両立支援制度及び妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いの未然防止に向け、周知・啓発を図るとともに、次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけを香川県と連携して行う。
- 女性の活躍推進の取組や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援するため、両立支援等助成金の活用促進を図る。

香川県が実施する業務

- かがわ働く女性活躍推進計画に基づく各種施策を実施するとともに、香川労働局の協力のもと、「かがわ働く女性応援会議」を実施する。
- 働く女性の活躍を促進するための啓発事業等を行う。
- 中小企業を対象とした女性活躍推進法や次世代法に基づく一般事業主行動計画策定等の働きかけ及び育児・介護休業法の周知を、香川労働局と連携して行う。

(3) 女性の再就職支援の一層の推進

内容：子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親に対して、就労準備のための支援事業を香川県と労働局が一体的に実施し、就職につなげていく。

香川労働局が実施する業務

- 労働局は、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）において、子育てしながら働くことを希望する女性やひとり親に対して再就職支援セミナーや職業相談、職業紹介等の支援を実施する。また、ハロートレーニング（公的職業訓練）において、託児サービス付き訓練への誘導等も積極的に実施する。
- 香川県が実施する出張相談会において、職業相談等の支援を実施する。

香川県が実施する業務

- 香川県は、「香川求職者総合支援センター」に相談員を常駐させ、しごとプラザ高松（マザーズコーナー）と連携し、子育てしながら働くことを希望する女性や母子家庭の母等のひとり親等に対して保育所情報の提供等を行うとともに、必要に応じてマザーズコーナーが実施する職業相談・職業紹介へ誘導する。
- 働きたい女性に対する出張相談会や再就職支援のためのセミナーを開催する。

6. 高年齢者の活躍促進

(1) マッチングによるキャリアチェンジの促進

内容：高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、再就職支援の強化を図る。

[目 標]

生涯現役支援窓口の就職件数について、 249件以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 高松、丸亀及び観音寺各ハローワークに設置している高年齢者に対する生涯現役支援窓口において、職業生活の再設計に係る支援や就職が困難な高年齢求職者に対するチーム支援を実施し、特に65歳以上の高年齢求職者に対する就職支援を強化する。

香川県が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センターに併設される香川求職者総合支援センターなどの高年齢求職者については、ハローワークに設置されている生涯現役支援窓口と連携するなど、再就職支援を強化する。

(2) 継続雇用延長等に向けた環境整備

内容：少子高齢化が急速に進展する中、高年齢者が健康で、意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向けた取組を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、機構等と連携し生涯現役社会の実現の必要性等について周知を図る。
- 65歳以上への定年引上げや66歳以上の継続雇用制度の導入を行う企業を支援する「65歳超雇用推進助成金」の周知を行い、利用の促進を図る。

香川県が実施する業務

- 労働局と連携し、制度の周知や啓発を行う。

(3) 地域における多様な働き手への支援

内容：企業を退職した高齢者の活動の中心となる地域社会において、多様な就業機会が確保されるようにしていくことが重要となっている。

香川労働局が実施する業務

- 香川県、香川県シルバー人材センター連合会を構成員に含む香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議を開催する。
- 香川県が開催する「就労啓発セミナー」に対して、参加・協力を行う。

香川県が実施する業務

- 労働局が開催する香川県シルバー人材センター事業推進連絡会議に参画する。
- 労働局と連携して、高齢者対象の「就労啓発セミナー」を開催し、高齢者の再就職の促進を図る。

7. 障害者の活躍促進、治療と仕事の両立

(1) 法定雇用率引上げに伴う支援の強化

内容：平成30年4月1日から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率が引上げられることから、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進する。

香川労働局が実施する業務

- 平成30年4月1日より法定雇用率が引上げられることに伴い新たに障害者雇用義務が生じる事業主等に対して、周知啓発に努めるとともに雇用管理に関する事例の提供や雇用率達成指導を香川県と連携して実施する。
- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共同で開催する。

香川県が実施する業務

- 平成30年度新規事業として「障害者就職支援事業」を実施。障害者が持っている能力を発揮しながら働くことができるよう、県内企業の障害者雇用に対する理解を深めるための支援を行う。

(2) 多様な障害特性に応じた就労支援の推進

内容：精神障害者、発達障害者及び難病患者の新規求職申込件数及び就職件数が大幅に増加していることを踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病といった多様な障害特性や本人の希望に対応し、よりきめ細かな就労支援を実施する。

[目 標]

障害者の就職件数は、 793件以上 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が主催する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会に出席し、香川県が委託実施する発達障害者支援センター「アルプスかがわ」や難病就労支援センター「かがやき」等の生活支援を含む福祉施策と就労施策の連携強化を図る。
- 香川県が主催する香川県障害者施策推進協議会に出席し、かがわ障害者プランの施策に係る障害者雇用の現状等の情報提供や施策提言を行う。

- マッチング機会の提供による障害者雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川県と共同で開催する。
- 香川県（県教委）と共同で、特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を実施し、職業意識の早期形成を図る。
- 香川県が障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するに当たり、必要な情報提供を行う。
- 就労移行支援事業所等に障害者職場実習受入企業リスト情報を提供し、実習期間中や就職後の定着支援について、ハローワークを中心としたチーム支援を促進する。
- 香川県と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- ハローワークの担当者が「かがわ総合リハビリテーションセンター」に出向き、出張相談を行う。より深い支援を行うため、センター関係者との連携を図り就職支援に努める。
- 香川県と連携して、広く一般労働者を対象に職場において精神・発達障害者を支援する応援者となる精神・発達障害者しごとサポーターを養成し障害者を支援する環境づくりに取り組む。

香川県が実施する業務

- 労働局等関係機関で構成する香川県発達障害者支援連携協議会及び香川県難病対策連絡協議会を主催し、労働局の就労施策と香川県の福祉・労働施策との連携を強化する。
- 労働局等関係機関で構成する香川県障害者施策推進協議会等を主催し、香川労働局との連携のもと、「第5期かがわ障害者プラン」に基づき、障害者の就労促進に努める。
- 香川県は、「障害者の雇用ガイド」等により企業の障害者雇用の状況、助成措置、雇用管理のノウハウに関する好事例等を広く事業所へ周知啓発を行うことにより、香川労働局及びハローワークによる雇用率達成指導への連携・協力に取り組む。
- マッチング機会の提供による企業雇用の促進を図るため、障害者就職面接会を香川労働局及びハローワークと共同で開催する。
- 香川県（県教委）は、労働局の実施する特別支援学校の生徒・保護者・教師を対象とした事業所見学会を共同実施して職業意識の早期形成を図る。
- 障害者を積極的に多数雇用している事業所を「障害者雇用優良事業所」として認定するとともに、これを周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図る。
- 就労移行支援事業所等に対して、香川県が障害者就業・生活支援センターに委託実施する障害者短期職場実習制度、香川労働局が実施する障害者職

場実習制度並びに実習期間中や就職後の定着支援に関するハローワークを中心としたチーム支援について周知啓発を行う。

- 労働局と連携して、雇用率未達成企業を対象として特別支援学校等障害者施設の見学会を実施する。
- 労働局とかがわ総合リハビリテーションセンター内の関係機関が連携した相談体制の確立と広報を行う。
- 障害者の一般就労に係る県内企業と障害者双方の不安を解消するため、短期職場実習を障害者就業・生活支援センター（県内4か所）に委託して実施する。【★】

（3）障害者の職業能力開発の推進

内容：労働局は香川県と連携し、障害特性を考慮した障害者委託訓練を含め効果的な職業訓練の受講あっせんや就職支援に努めるとともに、求人開拓や雇用率達成指導において把握した職業訓練ニーズや職場実習の受入れ可能情報の提供を行う。

[目 標]

障害者委託訓練の開始件数、 25件 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所の選定等を行い、訓練効果と就労促進を図る。

香川県が実施する業務

- 労働局との連携により、個々の障害特性を考慮した訓練委託先事業所を開拓し、訓練及び就労の促進を図る。

（4）治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

内容：がん、肝炎、糖尿病等の疾病により長期にわたる治療を受けながら就職を希望される方に対する、就労支援を推進していく。

香川労働局が実施する業務

- 局は「地域両立支援推進チーム」を活用し、香川県等と連携を図りながら、治療と仕事の両立支援の取組を推進していく。

- 香川県やがん診療連携拠点病院等関係機関と連携し、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進するための取組を実施する。

香川県が実施する業務

- 労働局が行うがん等の疾病による長期療養が必要な求職者について就職支援の連携や、事業主の理解を促進する取組の支援を行う。

8. 生活困窮者等の活躍促進

(1) 生活困窮者等に対する就労支援の強化

内容：労働局と香川県との香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会及びハローワークと地方自治体との地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会による就労促進ネットワークの構築と連携の強化を図る。

[目 標]

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者等に対する就労支援について、支援対象者数 584人以上、就職者数 400人以上を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を主催し、香川県と協定を締結の上、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、雇用施策と生活保護施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- ハローワークによる香川県及び市福祉事務所への出張相談を積極的に働きかけるとともに、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を行う。
- ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援の充実を図り、併せて、生活保護受給者等を雇い入れる事業主に対して助成金を支給するとともに、就職後の定着を支援する等により生活保護受給者等の就労による自立を促進する。

香川県が実施する業務

- 香川県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会に参画し、労働局と締結した協定に基づき、支援対象者数及び就職者数の年間計画を策定し、生活保護施策と雇用施策の情報交換と共通認識のもと、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
- 管内福祉事務所のほか地方自治体にハローワークによる出張相談を積極的に周知するとともに、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援を行う。
- 地方自治体とハローワークが一体となった就労支援の充実を図り、生活保護受給者等の生活困窮者の就労による自立を促進する。

9. 外国人材の受入れ

(1) 外国人留学生、定住外国人等の就職支援【★】

内容：労働局と香川県及び関係機関が連携して、留学生に対する就職支援の取組を強化し、技能実習生を始めとした外国人の雇用管理改善の取組を推進する。

[目 標]

外国人雇用事業所への訪問指導件数について、 133件 を目指す。

香川労働局が実施する業務

- 技能実習生等、在留資格の範囲内で就労する外国人労働者及び外国人造船就労者受入事業に基づく外国人造船就労者について、ハローワークにおいて、外国人雇用状況届出制度の徹底を図り外国人指針に基づき事業主に対する雇用管理の改善に係る指導を行う。
- 留学生に対する就職支援の取組強化について、地元企業への就職と広域的な就職支援という観点から、大学等とハローワーク及び香川県と連携して効果的かつ一体的な就職支援の取組を推進する。

香川県が実施する業務

- 外国人留学生の県内への受入れを促進し、県内就職をサポートするため、企業説明会やセミナーなどを開催する。【★】
- 県内の留学生受入教育機関による、本県での就職を希望する外国人留学生を県内に呼び込むための取組みに対し、支援を行う。【★】

(2) 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用【★】

内容：「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づき、外国人技能実習機構、関係省庁及び県と連携を図り法律の円滑な推進を図る。

香川労働局が実施する業務

- 外国人技能実習機構、関係省庁及び県と情報共有を行い、連携を図る。
- 香川県及び外国人技能実習機構等の外国人技能実習制度に関する機関により地域協議会を設置し連携を図り、課題や情報を共有して適正な実施を促進する。【★】

- 監理団体からの通報、技能実習生からの相談、申告等があった場合、外国人技能実習機構等の関係機関と連携して、技能実習の適正化と技能実習生の保護のため立入検査を含む指導援助を実施する。

香川県が実施する業務

- 外国人技能実習機構及び労働局を含む関係省庁と情報共有を行い、連携を図る。【★】
- 外国人技能実習制度の適正な運用を図り、企業の円滑な実習生の受入れを支援するとともに、監理団体や受入企業が、制度の拡充の恩恵を受けることができるよう体制整備等を促すための支援を行う。【★】

【特別連携事業】

(1) 香川県就職・移住支援センターでの就労支援

内容：香川県が設置する香川県就職・移住支援センターについて、県と国との相乗効果により、一層、県内雇用環境が向上されるように、これまでより更に連携を強化し、各種就労支援策を講じる。

香川労働局が実施する業務

- 労働局及びハローワークは、香川県と密接に連携して、労働市場全体としてのマッチング機能の強化のために、それぞれの役割機能の向上を図る。
- 香川県に、ハローワークの求人・求職情報のオンライン提供を行う。
- 地域における大量雇用変動等に対しては、香川県及び関係団体と連携して離職者の円滑な再就職実現等を支援する。

香川県が実施する業務

- 香川県就職・移住支援センター等において、オンライン提供されたハローワークの求人・求職情報を活用し、マッチング機能の強化を図る。
- 大量雇用変動等に係る関連企業情報等の収集及び労働局への情報提供を行う。

(2) 香川県就職・移住支援センターの職員の資質向上

内容：香川県が設置する香川県就職・移住支援センターについて、新たに配置する職員等には、職業紹介等の研修を受講させるほか、各種講習やセミナー等にも参加させ、資質向上を図る。

香川労働局が実施する業務

- 香川県が実施する香川県就職・移住支援センターの研修等に、労働局職員を派遣し、職業紹介等に係る研修を実施する。
- 労働局が実施する職員研修等に、香川県就職・移住支援センター職員を受講させる。

香川県が実施する業務

- 香川県の研修に、労働局へ講師派遣を依頼する。
- 労働局が実施する職員研修等へ、香川県就職・移住支援センター職員を受講させる。